

北海道教育大学教育学部における新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
試験期日及び試験実施上の配慮について

令和4年10月4日  
入学試験委員会決定

令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知令和4年度大学入学者選抜実施要項第14に基づき、以下のとおり入学者選抜を実施する。

1-1 入学者選抜実施に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策

(1) 試験場の衛生管理体制の構築

本学が実施する全ての選抜区分において、令和4年6月3日大学入学者選抜協議会決定「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、試験場の衛生管理体制等を構築する。

(2) 受験を認めない者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とし、以下に該当する志願者については、出願した期日の試験（以下「本試験」という。）の受験を認めない。

- ① 新型コロナウイルス感染症にり患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ② 試験日前日までに保健所等から濃厚接触者に該当するとされる者で、ガイドラインにおける受験を認める要件を満たしていない者
- ③ 海外から日本に入国し、入国後の待機期間中にある者
- ④ 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかり、同規則第19条に定める出席停止期間を経過していない者
- ⑤ 38.0度以上の高熱の症状がある者
- ⑥ 発熱・咳等の症状があり、試験当日の検温で37.5度以上の熱がある者
- ⑦ 基礎疾患があり試験当日に息苦しさ等の症状がある者
- ⑧ 試験当日において、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者等が当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断した受験者のうち、別室での受験ができない者

1-2 新型コロナウイルス感染症り患者等の受験機会確保の方策

1-1 (2) で受験を認めないとした者については、出願した選抜区分に応じて追試験の受験又は一般選抜（前期日程又は後期日程の志願者が希望する日程）への振替受験を申し出ることができる。

なお、試験日に実施するいずれかの試験科目を受験した者が追試験を受験する場合、追試験での選抜に際して、本試験で受験した試験科目の得点は考慮しない。

## 2-1 追試験を実施する選抜区分

以下の選抜において、追試験を実施する。

- ・総合型選抜（自己推薦入試）
- ・学校推薦型選抜（一般）－芸術・スポーツ文化学科
- ・一般選抜（前期日程及び後期日程）

## 2-2 追試験の実施期日及び実施方法等

### (1) 総合型選抜（自己推薦入試）

試験期日：令和4年12月17日（土）

ただし、対象者多数の場合は、12月18日（日）にも試験を実施する場合がある。

試験会場：岩見沢校

選抜方法等：・本試験と同様の選抜方法で実施する。

- ・追試験での合格予定者数は若干人とする。

合格発表日：令和4年12月23日（金）

入学手続期間：本試験と同日程とする。

備考：・追試験の実施日において、1-1（2）に定める受験を認めない者は、追試験の受験を認めない。この場合、当該者に対する追試験は実施しない。

- ・上記以外の追試験に係る詳細は、別に公表する。

### (2) 学校推薦型選抜（一般）－芸術・スポーツ文化学科

試験期日：令和4年12月17日（土）

ただし、対象者多数の場合は、12月18日（日）にも試験を実施する場合がある。

試験会場：岩見沢校

選抜方法等：・本試験と同様の選抜方法で実施する。

- ・追試験での合格予定者数は若干人とする。

合格発表日：令和4年12月23日（金）

入学手続期間：本試験と同日程とする。

備考：・追試験の実施日において、1-1（2）に定める受験を認めない者は、追試験の受験を認めない。この場合、当該者に対する追試験は実施しない。

- ・上記以外の追試験に係る詳細は、別に公表する。

### (3) 一般選抜（前期日程、後期日程）

試験期日：令和5年3月22日（水）

試験会場：志望修学校とし、学外会場は設けない。

- 選抜方法等：・当初の受験日程にかかわらず、追試験独自の個別学力検査等を実施する。
- ・出願の際に第2志望まで出願している場合、第1志望のみで判定を行う。
  - ・追試験での合格予定者数は若干人とする。

合格発表日：令和5年3月26日（日）

入学手続期間：令和5年3月26日（日）から3月30日（木）

- 備考：・追試験の実施日において、1-1（2）に定める受験を認めない者は、追試験の受験を認めない。この場合、当該者に対する追試験は実施しない。
- ・上記以外の追試験に係る詳細は、別に公表する。

### 3-1 一般選抜（前期日程又は後期日程）への振替受験を実施する選抜区分

以下の選抜区分において、一般選抜（前期日程又は後期日程）の志願者が希望する日程への振替受験を実施する。振替受験を認めた者に対して、一般選抜（前期日程又は後期日程）の志願者が希望する日程に係る入学検定料の納入を免除する。

- ・総合型選抜（教員養成特別入試）
- ・学校推薦型選抜（一般、地域指定）－教員養成課程及び国際地域学科

### 3-2 振替受験の実施方法等

試験期日：一般選抜（前期日程又は後期日程）を実施する日

試験会場：一般選抜（前期日程又は後期日程）で設ける各試験会場のうち、志望修学校に応じた試験会場

選抜方法等：選抜方法、合格発表日、入学手続期間等は一般選抜（前期日程又は後期日程）の当初予定どおりとする。

振替受験の要件：

- ・志望修学校における一般選抜（前期日程又は後期日程）の出願資格を満たしていること。
  - ・本試験で出願していた志望修学校に出願する場合に限り、振替受験を認め、入学検定料の納入を免除する。
- なお、同一修学校に置かれた専攻、分野、グループ等を変更して出願することは差し支えない。

備考：

- ・振替受験により出願した一般選抜（前期日程又は後期日程）において、1-1（2）に定める受験を認めない事由に該当する者は、2-2（3）に定める追試験の受験を申し出ることができる。
- ・上記以外の一般選抜（前期日程又は後期日程）への受験の振替に係る詳細は、別に公表する。